

## 第9章 主要投資インセンティブ

インドネシアにおける優遇施策の主な所管官庁は投資調整庁と財務省である。主な優遇制度は以下の通りである。

### 1. 奨励事業

インドネシア政府は、2020年11月2日に2020年第11号雇用創出法（オムニバス法）を制定した。オムニバス法は、これまでの投資やビジネスに関連する様々な法令を見直し、手続を簡素化することによりインドネシア国内外からの投資誘致や新規事業を促し、更なる雇用創出をさせることを主な目的としている。

投資、労働などを含む11分野が改定の対象であり、そのオムニバス法において、新たな投資奨励事業及び各種優遇措置が定められている。奨励事業の対象として、次の条件を1つでも満たす事業を奨励するとされている。大きくはインドネシアの全ての地域にて対象となる特定の事業分野と特定の地域内に限り優遇措置の対象となる事業分野に区分できる。

図表 9-1 奨励事業の全体像

奨励事業の区分	具体的な事業例
インドネシアの全ての地域において優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの労働者を雇用</li> <li>・ 優先分野に含まれる事業</li> <li>・ インフラ開発への投資</li> <li>・ 技術移転の実施</li> <li>・ 先駆的な事業の実施</li> <li>・ 自然環境保護の維持</li> <li>・ 研究開発、イノベーションの創出活動</li> <li>・ 零細・中小企業または協同組合とパートナーシップを締結して行う事業</li> <li>・ 国産の資本財、機械または設備を利用</li> <li>・ 観光事業の拡張</li> </ul>
特定の地域内に限り優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺境地、後進地、境界地域またはその他必要とみなされる地域への投資</li> </ul>

（出所）JETRO の情報を基に作成

### 2. 輸入関税免除

新規事業や事業拡張（30%以上の生産能力の拡張）に係る2年分の生産のための設備機器・部品・原料については、2年間（投資金額の30%以上国産機械を使用する企業の場合は4年間）輸入関税を免除する。関税免除期間は、1年間延長できる。

また、輸入関税免除となる設備機器・部品・原料の条件は、①インドネシア国内で生産されていない物、②インドネシアで生産されているもののスペックが合わない物、または③インドネシアで生産されているものの数量が足りない物でなければならない、となっている。大統領規程 2021 年 10 号（大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された 246 分野が対象となる。

### 3. タックスアローワンス（法人税優遇措置）

投資優先事業分野に指定された分野のうち 183 分野について、特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に対し法人税に関わる優遇措置がある。優遇内容は以下の通りである。

- ① 総投資金額の 30%までの法人税算定の基礎となる課税所得の軽減（各年総投資金額の 5%まで、最長 6 年間）
- ② 減価償却期間の短縮
- ③ 欠損繰越期間の最高 10 年間への延長
- ④ 非居住者に対して支払われる配当に関する法人税を 10%に軽減（該当する租税条約により低い税率が定められている場合には、租税条約における税率が優先される）

### 4. タックスホリデー（法人税減免措置）

以下の 18 分野のパイオニア産業については、その投資規模に応じて、商業生産を開始してから 5 年から 20 年間、50%から 100%の法人税の減免が認められている。

- ① 金属上流産業（鉄鋼・非鉄鋼）
- ② 石油ガス精製産業
- ③ 石油・天然ガスを利用した有機基礎化学産業
- ④ 農林産物を利用した有機基礎化学産業
- ⑤ 無機基礎化学産業
- ⑥ 医薬品原材料産業
- ⑦ スマートフォン製造産業に統合される通信機器主要部品製造産業
- ⑧ 放射線・エレクトロメディカル・エレクトロセラピー機器製造産業に統合される医療機器主要部品製造産業
- ⑨ コンピュータ製造産業に統合される半導体・その他のコンピュータ主要部品製造産業
- ⑩ 製造機械製造産業に統合されるロボティック部品製造産業
- ⑪ 機械製造業に統合される産業機械主要部品製造産業
- ⑫ 四輪以上の自動車製造産業に統合される機械主要部品製造産業
- ⑬ 造船産業に統合される船舶主要部品製造産業

- ⑭ 鉄道製造産業に統合される鉄道主要部品製造産業
- ⑮ 航空機製造産業に統合される航空機主要部品製造産業
- ⑯ 発電機械産業、ゴミ発電機械産業含む
- ⑰ 経済インフラ
- ⑱ デジタル経済

## 5. インベストメントアローワンス

大統領規程 2021 年 10 号（大統領規程 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された分野のうち 45 分野には、労働集約型産業向けの法人税軽減とグロス所得の軽減の便宜が供与される。優遇内容は、商業稼働開始時の税務年度から 6 年間、年 10%のペースで、メインストリームの事業活動に使用される、土地を含む有形固定資産の投資額の 60%までネット所得を軽減する形で法人税軽減措置がある。なお、インドネシア人労働者を少なくとも 300 人雇用することが条件となっている。また、労働訓練、実習、及び／あるいは学習の活動に支出されたコスト総額の最大 200%相当の所得軽減が認められている。